



せみね監督署だより

ひと、くらし、みらいのために

発行 瀬峰労働基準監督署 (所在地: 栗原市瀬峰下田50-8 電話: 0228-38-3131)

～管内の労働災害は前年同期と同数に～

▶本号では、エイジフレンドリー補助金と宮城働き方改革推進支援センターについてお知らせします。

▶瀬峰署管内における休業4日以上労働災害発生状況等についてお伝えします。

令和8年1～5月の瀬峰署管内の休業4日以上労働災害の死傷者数は、下記のとおり前年同期と同数となっており、死亡災害は令和7年に続いて0件となっています。

業種別では、運輸交通業と清掃・と畜業がともに前年同期比200%と大幅に増加しています。

▶エイジフレンドリー補助金は、60歳以上の労働者が常時1名以上就労している中小企業において、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助するものです。受付期間の途中で予算額に達して申請受付を終了することがあるので、関心のある方は早めに手続きを行ってください。

▶宮城働き方改革推進支援センターは、中小企業・小規模事業者等の皆様の働き方改革の取組を支援することを目的として設置されており、労務管理等の専門家がコンサルティングや個別相談などの支援を無料で行っています。

瀬峰署管内の労働災害発生状況

令和8年6月9日現在

※休業4日以上（新型コロナウイルス感染症を除く）

業種別	令和7年		令和8年		前年同月増減			
	1～5月		1～5月		死傷		死亡	
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	56		56					
製造業	10		12		2	20.0%		
鉱業								
建設業	15		12		-3	-20.0%		
運輸交通業	1		3		2	200.0%		
貨物取扱業								
農業	1				-1	-100.0%		
林業	2		2					
畜産・水産業	2		2					
商業	9		9					
金融・広告業	1				-1	-100.0%		
映画・演劇業								
通信業	2		1		-1	-50.0%		
教育・研究業								
保健衛生業	9		10		1	11.1%		
接客娯楽業			1		1			
清掃・と畜業	1		3		2	200.0%		
官公署								
その他の事業	3		1		-2	-66.7%		

令和8年度エイジフレンドリー補助金について

中小企業事業者の皆さまへ 令和8年度（2026年度）版

「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、**本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。**



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)～10月31日(土)
ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)
【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で受付けを終了することがあります。

次のいずれも満たす中小企業事業者が対象です(中小企業事業者の範囲は5ページの【参考】を参照)。
・1年以上事業を実施していること
・役員を除き、自社の労災保険適用の**高齢労働者(60歳以上)**が常時1名以上就労していること

I 専門家総合対策コース(職場環境改善・運動指導等)
以下の第1段階と第2段階に分かれた申請となります。

<p>第1段階 A.労働安全衛生に係る専門家によるリスクアセスメントの実施</p> <p>【補助対象】 労働安全衛生に係る外部専門家による、高齢労働者の特性に配慮したリスクアセスメントを受けるに当たって必要な経費 補助率：4/5 上限額：100万円 (B、Cの間接補助金額を含む) (消費税を除く)</p> <p>※外部専門家の代わりに、自社の安全衛生担当者によるリスクアセスメントを実施し、その結果を踏まえて、右記の第2段階の申請を行うことも可能です(その場合は第1段階の申請は不要です)。</p> <p>第1段階の申請期間は、令和8年8月31日までにさせていただきます。 ご注意ください。</p>	<p>第2段階 B.リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策(熱中症対策は除く)</p> <p>【補助対象】 リスクアセスメント結果を踏まえた高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(対象の高齢労働者(役員、派遣労働者を除く)が補助対象に係る業務に就いていること。) 補助率：1/2 上限額：100万円(A、Cの間接補助金額を含む。) (消費税を除く)</p>
---	---

II 熱中症対策コース 【補助率：1/2 上限額 100万円(消費税を除く)】
【補助対象】
暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置・装置の導入に要する経費

III コラボヘルスコース 【補助率：3/4 上限額 30万円(消費税を除く)】
【補助対象】
コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組(保険者への健康診断結果のデータ提供を含む)に要する経費

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

○お問い合わせ先
一般社団法人日本労働安全衛生
コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金
事務センター」

○お問い合わせ先(申請担当)
電話 03(6381)7507

○受付時間
平日 10:00～12:00
13:00～15:00

※土日祝休み
8月10日～8月14日、
12月29日～1月3日を
除く

宮城働き方改革推進支援センターについて

中小企業・小規模事業者の皆さま必見！
こんなお悩みありませんか？

- ☑ 「働き方改革」で何から手を付けたら良いかわからない。
 - ☑ いろいろな助成金があるが、使い方がわからない。
 - ☑ 最低賃金が上がっているので、どう対応したらよいか知りたい。
 - ☑ 就業規則を見直したい。
 - ☑ パートタイムと正社員の賃金等を見直したい。(同一労働同一賃金)
 - ☑ 36協定の作り方を知りたい。
 - ☑ 残業を減らしたい。
 - ☑ 働き方の選択肢を増やしたい。
・多様な正社員制度
・選択的週休3日制
・勤務間インターバル制度
- ※これらは相談の一例です

ぜひ！
働き方改革推進支援センターにご相談ください！

労務管理等の専門家が**全支援無料**で以下の支援を行っています。

<p>コンサルティング</p> <p>ご希望日に専門家が貴社を訪問またはオンライン対応にて課題解決に向けた支援を行っています。</p>	<p>個別相談</p> <p>電話・メール・来所による個別相談を行っています。</p>	<p>セミナー開催 講師派遣</p> <p>全体説明や個別テーマなど、ご要望に応じたセミナーを行っています。</p>
--	--	---

宮城働き方改革推進支援センター
〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル202

受付時間 平日 9:00～17:00

TEL 0120-978-600 FAX 022-357-0024

MAIL miyagi@workstylereform.net

WEB <https://hatarakikataikaikaku.mhw.go.jp/consultation/miyagi/>

宮城働き方改革推進支援センター 検索



お車で来所の際は、お近くの有料駐車場をご利用ください。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

宮城働き方改革推進支援センター FAX番号
専門家による無料相談 FAX申込書 022-357-0024

メール・電話でもお申し込みいただけます。

申込日: 年 月 日

会社名 事業所名			
業種	従業員数	名 (うち非正規雇用労働者)	
所在地	〒 -		
ご担当者氏名	担当部署/役職		
電話番号	メールアドレス		
相談希望日時 ※お申し込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。	第1希望 月 日 時から	□ 専門家と後日日程調整を希望する	
	第2希望 月 日 時から		
相談内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 働き方改革で何から手を付けたら良いかわからない <input type="checkbox"/> 長時間労働の是正 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 <input type="checkbox"/> 生産性向上(業務効率化・IT活用) <input type="checkbox"/> 多様な働き方の実現(多様な正社員・勤務間インターバル・週休3日制) <input type="checkbox"/> 人手不足解消に向けた雇用管理改善 <input type="checkbox"/> 外国人、高齢者の雇用 <input type="checkbox"/> 給与体系、就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 人材育成・教育訓練 <input type="checkbox"/> 育児・介護休業規定の整備 <input type="checkbox"/> ハラスメント対策 <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> テレワーク勤務の導入 <input type="checkbox"/> 補助金・助成金制度の活用 <input type="checkbox"/> その他()		
専門家相談を知ったきっかけ	<input type="checkbox"/> 労働局からの紹介 <input type="checkbox"/> ハローワークからの紹介 <input type="checkbox"/> 厚生労働省HP(働き方改革特設サイト) <input type="checkbox"/> 過去にセンターを利用したことがある <input type="checkbox"/> よろず支援拠点からの紹介 <input type="checkbox"/> 知人・取引先企業からの紹介 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> 労働基準監督署からの紹介 <input type="checkbox"/> 商工会議所・商工会からの紹介 <input type="checkbox"/> 労働局HP <input type="checkbox"/> 金融機関からの紹介 <input type="checkbox"/> 案内ポスター・チラシ <input type="checkbox"/> その他()		

お問い合わせ先 宮城働き方改革推進支援センター 〒983-0841 仙台市宮城野区原町1-3-43 アクス原町ビル202
TEL:0120-978-600 MAIL:miyagi@workstylereform.net

※ご記入いただいた情報は当センターが厳重に管理し、本事業の目的以外では使用しません。

令和8年度 厚生労働省委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業
受託者：全国社会保険労務士会連合会

令和8年4月1日作成版